

尾道市開業支援補助金 よくあるご質問

Q1. 支援の対象となる業種は何ですか？

A1. 中小企業信用保険法施行令第1条に定められた業種を対象とします。

※同施行令において以下の業種は対象となりません。

- 農業
- 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
- 漁業
- 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）

Q2. まだ移住していませんが、申請できますか？

A2. 開業日までに移住していただくことを条件に、申請できます。

ただし、開業日においても移住されていない場合は、補助金を交付できませんのでご注意ください。

Q3. 現在営んでいる事業とは別の事業を始めます。対象となりますか？

A3. 支援の対象となります。

移住に伴い、尾道市において新事業・新分野に進出する場合も支援の対象とはなりますが、個別に対応しますので詳しいお話をお聞かせください。

Q4. そもそも尾道にあった事業を承継します。対象となりますか？

A4. 承継する事業者が建物の改修や修繕を行う場合には、支援の対象となります。

ただし、建物の賃貸人が承継される事業者である場合や、事業承継について国・県または他の団体の補助金交付を受ける場合は補助対象外とします。

Q5. フランチャイズ契約に基づく事業は、支援の対象となりますか？

A5. フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づき行う事業は、支援の対象とはなりません。

フランチャイズの経営ノウハウやブランド力、マーケティング力によって、補助金を活用せずとも、開業の初期段階から安定した経営が期待できると見込まれるからです。

Q6. フリーランスで働いており開業届を提出していません。この度はじめて店舗を持ちますが、補助金対象になりますか？

A6. 開業届をしていなくても開業支援補助金の対象にはなりますが、他地域において1年以上事業経営を行っていたことを証明できる物をご提出いただく必要があります。

また、開業されましたらぜひ開業届を提出してください。

Q7. 自分で改装したいのですが、材料費は補助金対象になりますか？

A7. 経費の妥当性が確認できませんので、ご自分で改装する際の材料費は対象となりません。

Q8. 尾道市開業支援補助金交付要綱第3条に規定する「その他市長が適切でない」と認めるとき。とはどんなときですか？

A8. 主には土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された地域での創業を想定しています。